

**公益社団法人日本水道協会関西地方支部
災害時相互応援に関する協定**

公益社団法人日本水道協会関西地方支部災害時相互応援に関する協定

公益社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）関西地方支部（以下「地方支部」という。）は、水道事業における災害対策の重大性に鑑み、地方支部内の会員水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業体」という。）において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて会員相互が円滑かつ迅速な応援活動を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、飲料水の供給、施設の応援復旧等に必要な物資の提供その他の必要な事項について、日本水道協会関西地方支部長（以下「地方支部長」という。）日本水道協会大阪府支部長、京都府支部長、兵庫県支部長、奈良県支部長、滋賀県支部長及び和歌山県支部長（以下「府県支部長」という。）の間で、本協定を締結する。

（災害）

第1条 本協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害及び濁水等により生ずる被害をいう。

（責務）

第2条 地方支部内の水道事業体は、本協定に基づく応援活動に備え、応援要請があった場合には、全面的に応援活動に協力するものとする。

- 2 府県支部長は、当該府県支部内の水道事業体に本協定を周知するとともに、本協定の実施に必要な府県支部内の相互応援体制を確立する。
- 3 地方支部長は、本協定の実施に必要な総合調整を行い、府県支部長との相互応援体制を確立する。

（相互応援の考え方）

第3条 相互応援に関する一般事項、平常時における応急活動の準備、災害時における応急活動の実施等については、原則、日本水道協会の「地震等緊急時対応の手引き」に基づくものとする。

（連絡担当部課）

第4条 地方支部長及び府県支部長は、本協定の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生したとき

又は災害発生のおそれがあるときは、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(応援準備態勢)

第5条 災害が発生した府県支部内の水道事業体は、円滑かつ迅速な応援の実施にあたり、災害発生後、速やかに別に定める応援準備態勢を整えるものとする。

2 その他の府県支部長は、地方支部長の指示により別に定める応援準備態勢を整えるものとする。

(応援要請)

第6条 災害を受け応援要請しようとする地方支部内の水道事業体(以下「被災水道事業体」という。)は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、別に定める応援要請手続により、第4条に規定する府県支部長の連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとする。

2 応援要請は、被災水道事業体が口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに府県支部長に文書を送付するものとする。

3 被災水道事業体から応援要請を受けた府県支部長は、当該府県支部内の水道事業体に対し、応援要請を行い、さらに当該府県支部内での対応が困難と認めるときは、地方支部長に対し、他の府県支部への応援の要請を行うことができる。

4 府県支部長から応援の要請を受けた地方支部長は、国、府県、日本水道協会その他関係機関と調整を図ったうえ、他の府県支部長に対し応援の要請を行うものとする。

5 地方支部長は、地方支部内での対応が困難と認めるときは、日本水道協会に対して応援の要請を行うものとする。

(代理)

第7条 地方支部長である水道事業体が被災し、適切な連絡調整が行うことができない場合には、別に定める順により、府県支部長又は府県支部長が指定した市町村の水道事業体の長が本協定に定める地方支部長の事務を代理するものとする。

2 府県支部長は、府県支部長である水道事業体が被災した場合に、本協定に定める府県支部長の事務を代理させる水道事業体をあらかじめ決め、地方支部長に対して報告し

ておくものとする。

(現地調整隊の派遣)

第 8 条 地方支部内において、広域的な災害が発生したときには、地方支部長又は府県支部長は、被災水道事業体と協議のうえ、現地調整隊を派遣することができる。

2 前項の規定により派遣する水道事業体は、被災水道事業体の属する府県支部長と地方支部長が協議して決定する。

(応援本部の設置)

第 9 条 地方支部長及び府県支部長は、被災した水道事業体の市町村又は府県(以下「被災市町村等」という。)に法第 23 条又は法第 23 条の 2 の規定による災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、被災水道事業体と協議のうえ、応援に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができるものとする。

2 前項の規定により応援本部を設置した場合、地方支部長と府県支部長は協議のうえ、応援本部員を派遣し、被災市町村等の依頼に基づき円滑な応援の実施に努めるものとする。

3 被災市町村等に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、被災市町村等の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐものとする。

(中継水道事業体)

第 10 条 地方支部長は、地方支部内で大規模広域災害が発生し、地方支部内の被災府県支部以外の府県支部、又は他の地方支部からの応援が必要となった場合、遠方からの応援水道事業体の移動補助を目的とした活動を行う中継水道事業体を、関係する府県支部長と協議のうえ、定めることができるものとする。

2 前項の規定により中継水道事業体に定められた水道事業体は、地方支部長及び府県支部長の指示により別に定める役割を達成するために体制を整えるものとする。

(支援拠点水道事業体)

- 第 1 1 条 地方支部長は、地方支部内で大規模広域災害が発生し、応援の長期化が見込まれる場合、効率的な応援体制の構築を実現することを目的とした活動を行う支援拠点水道事業体を、関係する府県支部長と協議のうえ、定めることができるものとする。
- 2 前項の規定により支援拠点水道事業体に定められた水道事業体は、地方支部長及び府県支部長の指示により別に定める役割を達成するために体制を整えるものとする。

(応援経費の負担)

- 第 1 2 条 応援に要した経費は、原則、被災水道事業体が負担するものとする。
- 2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、府県支部長から応援要請を受けた水道事業体(以下「応援水道事業体」という。)に対して、応援に要した経費につき補てんがあった場合は、その金額を前項の規定による被災水道事業体の負担額から控除するものとする。
- 3 応援水道事業体の職員の派遣に要する経費は、応援水道事業体が支弁し、被災水道事業体は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。
- 4 応援水道事業体の職員とともに応援に従事する管工事業者等(以下「業者等」という。)の派遣に要する経費は、応援水道事業体が支弁し、被災水道事業体は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。
- 5 応援水道事業体は、被災水道事業体が第 1 項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災水道事業体から要請があった場合は、一時繰替支弁するものとする。
- 6 前 5 項の定めによらないときは、双方の水道事業体で協議のうえ定めるものとする。

(防災関係物資等の調査)

- 第 1 3 条 府県支部長は、災害時に必要な物資及び資機材(以下「災害時必要物資等」という。)の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資機材(以下「防災関係物資等」という。)の備蓄及び整備の状況並びに災害発生直後に応援できる職員について、それぞれ調査し、その結果を地方支部長及び当該府県支部の水道事業体に送付するものとする。
- 2 地方支部長及び府県支部長は、防災関係物資等の備蓄及び整備の体制を拡充するため、災害時必要物資等の量を相互に補完できる体制の確立に努めるものとする。

- 3 地方支部長及び府県支部長は、災害時に調達できる物資及び資機材について、常に調査に努めるものとする。

(施設管理等に関する情報の把握)

第14条 府県支部長は、当該府県支部内の水道事業体に対する応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、当該府県支部内の水道事業体に係る防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報の把握に努めるものとする。

- 2 府県支部長は、当該府県支部内の水道事業体に対する迅速かつ的確な応急措置の実施のため、当該府県支部内の水道事業体に係る災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの把握に努めるものとする。

(合同防災訓練)

第15条 地方支部長及び府県支部長は、相互応援の円滑な実施を図るため、地方支部における合同防災訓練を定期的実施するものとする。

(他の地方支部への応援)

第16条 地方支部長は、日本水道協会から他の地方支部の正会員に対する応援要請があった場合には、その受諾について、府県支部長と協議するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- 2 地方支部長が、前項に規定する応援要請を受諾したときは、府県支部長及び府県支部内の水道事業体においては、応援活動に協力するものとする。

(日本水道協会正会員以外の水道事業体等への応援)

第17条 府県支部長、各府県等の行政機関又は他の地方支部長から、日本水道協会正会員以外の水道事業体又は簡易水道事業体等に対する応援要請があった場合は、地方支部長及び府県支部長は協議のうえ、本協定に準じて応援要請に対応するものとする。

- 2 前項により応援要請を受けた水道事業体は、応援活動に協力するものとする。

(実施細目)

第18条 本協定の実施に関して必要な細目事項については、別に協議のうえ定めるもの

とする。

（協議）

第19条 本協定に定めのない事項及び本協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議のうえ定めるものとする。

（適用）

第20条 本協定は、令和3年3月31日から適用する。これに伴い、平成9年7月10日締結の「災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定」については、廃止する。

2 本協定の成立を証するため本書7通を作成し、各府県支部長記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年3月31日

日本水道協会関西地方支部長

大阪市長

日本水道協会大阪府支部長

豊中市長

日本水道協会京都府支部長

京都市長

日本水道協会兵庫県支部長

明石市長

日本水道協会奈良県支部長

奈良市長

日本水道協会滋賀県支部長

大津市長

日本水道協会和歌山県支部長

和歌山市長